

- ◆開催日 平成29年1月31日（火）
- ◆時間 午後1時30分開会、午後3時30分閉会
- ◆場所 生涯学習まちづくりセンター
- ◆出席委員 佐野允彦、瀧原 務、足立裕司、岸本一郎、芝本 満、埴岡真弓（敬称略）
- ◆事務局 教育長 笹倉邦好、教育部長 森脇達也、生涯学習課課長 山本昇司、
生活文化総合センター館長 福田有里、菅澤敏弘

1 開 会

委員全員の出席により会議成立

2 教育長あいさつ

3 会長あいさつ

4 協議報告事項

(1) 荘厳寺本堂ほか1棟の市指定文化財について

○事務局

資料「文化財の市指定について」諮問及び答申（案）の説明

○会長

答申案の評価の内容について、付け加えることはあるか。

○委員

三社八幡については、附として棟札が付いている。棟札は三社八幡の起源を知る上で非常に重要なものなので、附として指定することを提案する。

もう一点は木槌について説明する。上棟したときに年代や大工の名前を書いた木槌のような道具を納めるが、三社八幡宮の木槌には「寶永五年」と書かれており、三社八幡宮の建立年代と同時期である。棟札にも「寶永五年」とあるが、木槌とは月が異なり、木槌は「三月」、棟札は「五月」と書かれている。また、大工名も棟札に書かれている名前とは一致しない。大工名が分かる貴重な資料ではあるが、建立年代の確定は棟札があればよいことと、大工名も棟札に出ているので、木槌の附への追加は、今後、詳しく調べた上で検討することとして、今回は指定外として見送る。

本堂については、厨子は附とはせずに本堂と一体のものという位置付けにした。また、奉加札には「銀 壺枚」「延寶拾歳」などの記載があり、これが本堂の建築時に村民から奉加した木札ということであれば附として指定しても良いと考えるが、延宝の検地帳にある記載など色々と調べていくと、本堂の建立年代の解釈についての疑問点も残るため建設時期は17世紀後期という表記にとどめ、奉加札も附に指定していない。

また、指定とは直接は関係ないが、表参道とは別に、南側に三社八幡から下に向かって荘厳寺の法音院へ至る脇道がある。この道は、明治初頭の地図にも描かれていて、河川改修によってできた道ではなく、元々あった古い道で、そうしたことから三社八幡と多宝塔があつて本堂に至るというような配置があつたと考えられる。本堂の下にある石

段の銘を見ると、本堂よりもかなり後に建っている。その手前のところで三社八幡の方に橋があったという口伝もあり、本来の道というものは今と少し違っていたのではと思われる。小さな敷地なのに建物の向きが同じ方向を向いておらず、本堂は西を向き、多宝塔と三社八幡は南西側を向いている点からも、本堂がいつに建てられたのか疑問を持つ。奉加札と検地帳の記載も含めて考えると、建立年代は17世紀後期と推定される。

建物は五間堂で、西仙寺と同等の大規模なものである。前二間は礼堂で、外陣とも言う。それから後三間の内陣、その中央に厨子を入れている。両脇に脇陣を置く、天台、真言宗の典型的な五間堂であり、特徴的なのは、背面の側柱から半間の位置に柱を立て、厨子を少し後ろ側にずらしている点である。組物は和様と天竺、大仏様等を混ぜたような折衷様である。また、柱の先が丸くなった粽つきの特徴も持っている。礼堂、外陣に手前から奥に向かって虹梁が4本かかかっており、虹梁絵様が左右で違っている。虹梁の上に大瓶束を乗せ、両方から船底のような形で天井を支えている。この船底状の天井がそのまま側面に当たり、天井面は寄棟になっていて、側面からも勾配天井がついており、その点が珍しいということで評価する。

○会長

前回の審議会で荘厳寺を下見した後にも、数回の現地調査を行い、答申案の評価をまとめた。この評価書を見れば、簡潔にまとめてあるので建築の専門外の者でも概ね建物の重要性については理解できると思う。

今回、建物本体の指定のほかにも、附として棟札も入っている。参考資料として奉加札、検地書など、文献史料としても非常に面白い資料があり、建築史、建築の立場からの研究と合わせ、文献史学の面からも荘厳寺の更なる研究解明に一層役立つものと期待している。異論が無いので、この原案に従い、荘厳寺本堂、三社八幡宮と附の棟札を市指定文化財に指定すべきものとして答申する。

○事務局

答申については、改めて教育委員会へ報告し、平成28年度末までに告示及び指定書の公布等の事務処理を進めていく。

(2) 平成28年度文化財関係事業及び資料館事業の報告について

○事務局

「平成28年度文化財関係事業及び資料館事業」について説明

○委員

大木平野神社の穴が開いているのは、これは住居址か。

○事務局

柱穴と考えている。

○委員

鍛冶屋線跡地の1.5kmというのは、包蔵地はどういう形になっているか。全体が包蔵地に入っているのか。

○事務局

全体ではないが、調査を行っていない部分があり、遺跡の有無は不明という部分がある。まずは確認調査、試掘を合わせて実施するということになる。矢印の点線の部分が

今回の確認調査、試掘調査の対象範囲になる。点線より北側は、地形的に遺跡がある可能性は低いですが、点線の範囲では西側にハゼノキ遺跡、弥生時代、奈良時代の遺跡など、西脇市内で集落遺跡が集中して発見されている地域なので、この機会に調査が必要と考える。

○委員

この場所は、今後どうなるのか。

○事務局

道路化される。道路は恒久的な建造物であるため、埋蔵文化財取扱い基準により、地下に遺跡がある場合は発掘調査を行う義務がある。

○委員

発掘調査をすると、包蔵地が広がる可能性も出てくるのでは。

○事務局

結果次第である。これを機会に、遺跡の有無をはっきりさせようと考えている。

○委員

西仙寺の熊野権現社本殿は、県の補助事業だが、市も随伴で補助するのか。

○事務局

県・市・事業主で、3分の1ずつの負担になる。

○会長

年に1回しか審議会が開催されないのは、審議会に対して情報提供の機会が不足していると感じる。今後は、きめ細かい連絡、報告をして欲しい。西脇小学校の改築計画についても学校建築とは直接関係ないかもしれないが、文化財行政として同じ教育委員会内で担当課間の連携を密にし、きめ細かい情報提供をお願いする。

(3) 平見古墳（高松町）のき損等について

○事務局

「平見古墳（高松町）のき損等」について説明

○委員

今後、このようなことを防ぐためには、包蔵地の周知を図るだけではなく、なぜ届出手続きの不備が起こったのか、システム的な欠陥が無かったのかを検証する必要がある。

○事務局

通常の開発工事の場合は、埋蔵文化財包蔵地の該当について庁内の開発部局から文化財担当課に照会があるが、太陽光パネルの設備については工作物から除外するという旨の通知が国土交通省から出されているため、文化財担当への照会がなかった。

○会長

地域の文化財は地域で守るという根本姿勢が大事である。この3年間に市内で4件の埋蔵文化財の破壊があった。開発業者、工事者の責任が重大なのは当然であるが、それに対する市教委の文化財保護行政が弱腰で不十分な感じがする。教育長として、どのように考えるか。

○教育長

指摘のとおりであり、連携も不十分であった。開発に伴う発掘調査の届出について精

査はしているが、職員不足の状態では手が回らず、今回のような結果を出してしまった。審議会への連絡も遅れてしまい、今後はこのようなことが無いように周知連携を徹底していく。

○会長

平見古墳の件については、審議会に報告して終わりということか。何らかの形で公表しないのか。埋蔵文化財の破壊について、市民に何も知らせないで本当に周知徹底が図れるのか。

○教育長

平見古墳の件については、審議会でも議事として残しておく必要があるので、再度、経緯をまとめて、次回の審議会でも報告する。市民への周知方法についても対応を考えていきたいと思う。

5 その他

○委員

「国登録有形文化財」について、建造物を保存するための効力は小さいが、指定文化財に比べて取り組みが容易な制度である。建造物を市の指定文化財にするというのは、修理の補助金の問題が絡むので、市の財政的な覚悟が必要ということもあり、なかなか踏み切れない実状がある。

国の登録有形文化財は候補物件を調査し、所有者に登録有形文化財の意向を確認し、登録手続きを進める。本来であれば市の指定文化財にして守らないといけないものもあるが、文化財指定はそう簡単にことを進められないので、せめて登録有形文化財の登録を進めていきたい。

西脇市では「旧来住家住宅」が登録有形文化財になっているが、旧来住家住宅に勝るとも劣らない民家が他にもある。県の調査、国の調査、文化庁の民家の調査があり、社寺調査もあるのだが、抜け落ちがある分野について、少しずつでも調査が進めばよいと思う。それらの調査をした上で登録を呼びかけていくことを、提案したい。建造物以外にも、美術工芸について、黒田庄の仏像関係の調査は終わっているのか。

○事務局

終わっています。

○委員

調査が終了した後に、所有者に価値を周知するという作業が必要である。すべての物件にとは言わないが、地道に少しずつでも、国登録有形文化財について取り組みを進めて欲しい。

○会長

建造物について、西脇は播州織の地場産業の一大拠点であり、戦前からの播州織の工場や経営者の屋敷、従業員の寮や従業員のための学校等の建物があるが、それらについての調査ができていないように思う。どこにどんな建物施設があるのか、きちんとリストアップできていない。調査がされないうちに播州織全体の景気は低迷し、戦前からの播州織関係の施設が、知らないうちに徐々に消え去っているのではないかと懸念をしている。是非、これらについても早急に調査体制を組むべきだが、専門職の学芸員1人で

は業務量の負担が大き過ぎる。現状を見ていると、文化財行政の充実強化という体制には程遠いように。これは単に教育委員会だけの問題ではなく、市全体の問題である。予算的な問題もあるだろうが、早急に何らかの手当てをしなければ、様々な行政課題にも取り組めないで、文化財保護行政の立場から人員確保に尽力して欲しい。

○委員

平成27年度と28年度は、審議会が年に1回しか開催されていないが、本来は年に2回以上開催するものである。今後は最低でも年2回の審議会の開催と市ホームページへの速やかな議事録の掲載をお願いします。

6 閉会